

消滅時効 管業 R03-10-1 《#700》

【問】 正誤をつけよ。

管理費の滞納が生じたときにとられる通常の民事訴訟によらない法的手段に関し、「内容証明郵便による督促」の場合は、簡便な手続であるが、消滅時効の完成猶予をさせる催告としての効力は生じない。

【答え】 誤り

《ポイント》 催告による時効の完成猶予 【宅建★入門】【管業★入門】

1 催告があったときは、その時から6か月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。（時効の完成猶予）

⇒ 裁判外で、債権者が債務者に履行を請求すること。「内容証明郵便による督促」は「催告」に当たる

2 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。（民法 150 条）

⇒ 催告の効力(時効の完成猶予)は、最初の一度だけ